

県の租税調整の考え方（県の課税自主権行使の考え方）

R7.1.17 長野県観光スポーツ部

県の租税調整の考え方

県観光振興審議会の答申内容を踏まえ、①制度の複雑化 及び ②納税の負担感や事業者の事務負担の増大を避けるため、同種の課税（宿泊税）を行う市町村と租税調整を行う。

- 市町村との調整について（長野県観光振興審議会観光振興財源検討部会報告書より）
県内の市町村において、県と同様に独自の観光振興財源の検討を行っている状況を踏まえ、市町村が県と同趣旨の財源（税）を導入する場合は、制度が複雑化し、旅行者の納税の負担感や 事業者の事務負担の増大が懸念されることから、県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やす等の調整を検討する必要がある。

租税調整の具体的な調整方法

- ① 県は県内における宿泊課税の公平性を確保するため、最低税額及び免税点について県内で均一化が図られるよう課税市町村と調整を図る。
- ② 県の宿泊税は、県税と市町村税を併せて徴収する考え方に基づき制度設計を行い、市町村自らが課税を行う場合、県税額を引下げる。
- ③ ②における県と市町村の税額配分は1：1とし、県は市町村が課税を行う場合は県税額を150円（県税額の1/2）まで引き下げる。
- ④ 市町村において、独自に最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合、県は、県内における宿泊課税の公平性確保の観点から、市町村の課税額に合わせ県税額を調整する。（市町村の課税額＝県税の減額、最大150円）（現在、軽井沢町においては免税点10,000円で検討が進められている一方、県は免税点3,000円から引き上げる方向で検討を進めており、宿泊料金が県の免税点以上～10,000円未満の場合について、県のみが300円（300円-0円）を課税せざるを得なくなることから、軽井沢町においても当該部分について課税を検討いただきたい。）